

# 業務部速報

No. 12

発行 18. 7. 4

JR東労組 業務部

## 申2号 「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する解明申し入れ(その2)⑥

**第29項** 支社企画部門社員に、他の乗務員と同様に急遽の教育や訓練をする必要が生じた場合の考え方を明らかにすること。

- ・事象を起こしてしまった場合は、本線乗務員であろうが、支社企画部門社員であろうが、再乗務に向けた必要な教育はおこなっていく。
- ・教育・訓練は区所でおこなうことになる。
- ・その際の勤務認証は出張とする。

**第30項** 制度見直しにより、事務職の業務量と業務内容がどのように変化するのか具体的に明らかにすること。

- ・システム化できるものは進めていく。
- ・支社企画部門社員の手当は、計算は現場でおこない、入力は支社でおこなう。
- ・支社企画部門社員は、出勤は区所で JINJRE と輸送総合システムで打刻し、退勤は支社で JINJRE で打刻する。

**第31項** 技術専任役が短時間行路に乗務することがあるのか明らかにすること。

- ・現在乗務している技術専任役はいない。乗務は可能だが制度改正以降になる。
- ・技術専任役は指導担当に含まれる。位置づけや業務内容は変わらない。

**第32項** 育児・介護勤務A適用者の月間積算の考え方を具体的に示すこと。

- ・短時間勤務は勤務単位で減額、増額している。
- ・泊まり行路は7時間10分まではA単価、それ以降はB単価。
- ・欠在は日単位で清算する。
- ・「その他時間」を「欠在」とした時の、減額の算出については、賃金規定122条の定めによる。
- ・乗務割交番に則り勤務を指定しているわけではないので、労働時間の月間積算はしない。

育児介護A

・短時間行路

7:40仕業

13:40終業

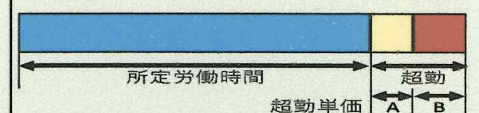


労働時間 6:00

・短時間行路だがダイヤが乱れた

7:40仕業

16:40終業



労働時間9:00 (所定6:00,超勤3:00)

労働時間7:10迄A単価、以降はB単価

**第33項** 欠在した場合の期末手当と昇職および人事考課等の影響について考え方を明らかにすること。

- ・期末手当は日の欠勤が対象になる。欠在は時間の欠勤なのでカウントしない。
- ・欠在の取扱いは会社が認めた欠勤なので、人事考課に影響はない。
- Q・3時間40分の勤務を続けると厚生年金が適用除外になるのではないか。
- A・社会保険の関係でいうと欠在をどうとらえるかで変わる。確認する。

**第34項** 人事・賃金制度における主務職の教育手当と「当務主務」の手当について明らかにすること。

- ・主務職については教育手当が支給対象になる。当直業務をするので4万2,000円が妥当ではないかと考えている。検討段階。
- ・手当の新設ということは考えていない。

**1,400を超える職場の声を基にした第2次解明交渉終了！  
安全が担保できる勤務制度を職場からの議論で創り上げよう！**